

平成

五條市議会第二回六月定例会会議録(第三号)

二十五年

平成二十五年六月十日(月曜日)

議事日程(第三号)

平成二十五年六月十日 午前十時開議

- 日程第一 報第一 三号 平成二十四年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について
- 第二 報第二 四号 平成二十四年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について
- 第三 報第三 五号 平成二十四年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第四 報第四 六号 平成二十四年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第五 報第五 七号 平成二十四年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第六 報第六 八号 専決処分の報告、承認を求めるとについて(五條市税条例の一部改正)
- 第七 報第七 九号 専決処分の報告、承認を求めるとについて(半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部改正)
- 第八 報第八 十号 専決処分の報告、承認を求めるとについて(五條市国民健康保険税条例の一部改正)
- 第九 報第九 十一号 専決処分の報告、承認を求めるとについて(平成二十四年度五條市一般会計補正予算(第七号))
- 第十 報第十 十二号 専決処分の報告について(調停)
- 第十一 議第二十九号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 第十二 議第三十号 五條市子どもサポートセンター条例の制定について
- 第十三 議第三十一号 五條市子ども・子育て会議条例の制定について

- 第十四 議第三十二号 五條市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第十五 議第三十三号 五條市教職員住宅条例の一部改正について
- 第十六 議第三十四号 五條市立児童遊園地設置条例の一部改正について
- 第十七 議第三十五号 五條市大塔山村体験実習センター条例の一部改正について
- 第十八 議第三十六号 五條市宮住宅条例の一部改正について
- 第十九 議第三十七号 平成二十五年五條市一般会計補正予算(第一号)議定について
- 第二十 議第三十八号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十一名)

十四番	十二番	十一番	九番	八番	七番	六番	三番	二番	一番
大谷	花谷	峯林	益田	池上	藤富	川村	吉田	山口	福塚
龍雄	昭典	宏政	吉博	輝雄	美恵	家子	雅廣	耕範	実司

欠席議員（三名）

説明のための出席者

市長	太田好紀	十五番
教育長	堀内伸智	
理事	青山智博	
市長公室長	榎内成吉	
総務部長	竹田和彦	
危機管理監	櫻井敬三	
すこやか市民部長	山本邦美	
あんしん福祉部長	谷口幸雄	
産業環境部長	辻信彦	
都市整備部長	新井健夫	
西吉野支所長	森本浩行	
大塔支所長	森本敏弘	
教育部長	町口正治	
水道局長	中永充	
	土井康嗣	十三番
	山田澄雄	十番
	堀川浩美	四番
	田原清孝	

事務局職員出席者

消防長  
中 仁 克  
会計管理者  
上 孝 男  
市長公室次長  
河 康 友  
秘書課長  
竹 本 治  
財政課長  
和 田 剛 明

事務局長  
乾 旬  
事務局次長  
久 保 雅  
事務局係長  
笹 谷 豊  
事務局主任  
片 山 仁 美  
速記者  
柳 瀬 五 美

午前十時零分再開

○議長（峯林宏政） ただいまから、去る七日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

土井康嗣議員、山田澄雄議員及び堀川浩美議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（峯林宏政） 日程第一、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第三号、平成二十四年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について。

○議長（峯林宏政）報告を求めます。和田土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 和田剛明登壇〕

○土地開発公社事務局長（和田剛明）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第三号、平成二十四年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告についてを御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の土地開発公社決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、一ページより御報告申し上げます。

最初に、一、収益的収入及び支出についてでございますが、まず、収入の部におきましては、土地開発事業収益の予算額三億七千九百二万八千円に対しまして、決算額は二億八千五百五十九万九千八百四十一円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の事業収益につきましては、二億八千四百四十七万四千四百八十二円となっております、これは久留野公共用地等公共用地の売却による収益でございます。

次に、第二項の事業外収益につきましては、百十二万五千三百五十九円となっております、預金利息及びJR五條駅前駐車場使用料並びに各事業用地の貸付料でございます。

続きまして、支出の部でございますが、土地開発事業費用の予算額三億六千六百五十二万七千円に対しまして、決算額が二億七千四百六万七千九百八十円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の事業費用につきましては、二億七千三百五十三万二千四百四十一円となっております、事業用地の売却原価及び公社が所有する車両の車検代並びに事務的経費を支出いたしております一般管理費でございます。

次に、第二項の事業外費用につきましては、五十三万五千五百三十九円となっております、光熱水費等、JR五條駅前駐車場の管理経費でございます。

次に、第三項の予備費の五十万円につきましては、その全額が不用となっております。

引き続き、二ページを御覧いただきたく存じます。

続きまして、二、資本的収入及び支出についてでございますが、まず、収入の部におきましては、資本的収入の予算額七億六千二百三万円千円に対しまして、決算額が七億八百四十九万九千七百十三円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項につきましては、六億九千九百六十四万円となっておりまして、金融機関よりの借入金の返済に伴う市基金からの借入金でございます。

次に、第二項につきましては、八百八十五万九千七百十三円となっております。借入金利息に係る市よりの利子補給金でございます。

なお、当該借入金の内訳でございますが、恐れ入りますが、報告書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、長期借入金現債高明細書でございます。今井島台工業団地ほか九事業用地並びに一般国道二四号五條地区歩道設置事業用地別に借入先、前年度末借入残高、当年度借入額、当年度償還額、さらに当年度借入残高について記載をいたしております。市基金並びに水道事業会計より借入れを行い、利息の低減化を図ったところでございます。

なお、平成二十四年度末借入金残高は、二十億七千九百二十九円となっております。

恐れ入りますが、再度、二ページの方へお戻りいただきたいと存じます。

恐れ入ります。続きまして、二ページの支出の部でございますが、資本的支出の予算額十億五百六十八万三千円に対しまして、決算額が九億九千八百四十九万一千七百十四円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の用地取得造成事業費につきましては、一千三百九十二万四千五百三十八円となっておりまして、借入金利息の支払い並びに草刈り等に係る維持管理経費等でございます。

次に、第二項の借入金償還金につきましては、九億八千四百五十六万七千七百七十六円となっております。事業用地に係る借入金の償還でございます。

なお、これにより、市中銀行からの国道二四号事業関係を除く借入金を返済いたしました。市基金からの貸付けに切り替えております。

続きまして、三ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、損益計算書でございます。平成二十四年度における当公社の経営成績を明らかにするものでございます。

引き続き、四ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書でございます。

引き続きまして、五ページから六ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、貸借対照表でございます。平成二十四年度における当公社の財産状況を明らかにするものでございます。

引き続き、七ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、キャッシュ・フロー計算書でございます。平成二十四年度における当公社の現金の動きを明らかにするものでございます。

恐れ入りますが、以上三ページから七ページにおける各諸表の詳細については、後刻御清覧をいただきますようお願いを申し上げます。

引き続き、八ページを御覧いただきたいと存じます。

続きまして、平成二十四年度五條市土地開発公社事業報告を申し上げます。

まず、継続事業といたしまして、国から依頼を受けております一般国道二四号五條地区歩道設置事業に伴う用地買収事務を実施いたします。

また、平成二十四年六月二十七日付けで、久留野地区公共用地二七、五二九・八〇平方メートルを一億三千四百四十七万四千八百八十二円で五條市と売買契約を締結し、同日付けで売却をいたしております。

引き続き、九ページを御覧いただきたいと存じます。

当該項には、二といたしましたして、JR五條駅前駐車場における月別の利用状況を記載いたしております。

また、三といたしましたしては、公社の経理状況について記載をいたしております。

引き続き、十ページを御覧いただきたいと存じます。

当該項には、四といたしましたして、理事会における議決事項についてを、さらに、五といたしましたして、職員に対する事項をそれぞれ記載いたしております。

恐れ入りますが、九ページから十ページの詳細につきましては、後刻御清覧をいただきますようお願いを申し上げます。

引き続き、十一ページから十二ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧をいただいておりますのは、財産目録でございます。平成二十四年度における公社の資産及び負債について明らかにいたしております。

まず、資産の部でございますが、合計で二十六億五千五百六十一万七千五百五十一円となっております。当該内訳といたしましては、流動資産が二十六億五千五百五十七万七千五百五十一円、固定資産が十一万円となっております。

次に負債の部でございますが、合計で二十四億七千八百八十二万二千二百九十六円となっております。当該内訳といたしまして、固定負債が二十億七千九百七十九円、流動負債が四億百九万二千七百七十七円となっております。

十三ページ以降の附属資料につきましては、説明を割愛させていただきます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（峯林宏政）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）今の説明で貸し付けている土地がありましたね、貸し付けている主な土地はどこになるのか、説明をいただきたいのと。

そして、現在土地開発公社が管理していただいております土地で全く売却の見通しがついていない土地はどれとどれになるのか、それも主なものを報告いただきたいと思えます。

それと、臨時駐車場の利用状況に、九ページに載っていますけれども、五條駅前是有料で駐車していただいた車両はないのですか。無料ばかりで有料の報告が入っていませんけれどもね。

JR二見駅の裏にある駐車場の報告はどこにありますか。ないということは、もう今はやっていないのかどうか、その辺も併せて答弁いただきたいと思えます。

○議長（峯林宏政）和田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（和田剛明）ただいまの大谷議員さんの質問にお答えをいたします。

まず貸付けの土地でございますけれども、公社の貸付けにつきましては、主にNTT、それから関電等でございます。一部民間の方にお貸ししておりますが、主には関電、NTT等でございます。



それから、次に公社所有地の中で現在売却の見込みが立っていない土地のお尋ねでございますけれども、十八ページに土地の資産の明細書がございます。この中で、今売却の見込みというか事業が進んでおりますのは、一番下の二四号線の関係でございます。これを除きまして、二十四年度で今買戻しの計画が立っておりますのは、二見公共用地でございます。それ以外の土地につきましては、例えば五條駅前事業用地等で事業化の計画はなされておりますけれども、まだ具体的な買戻し時期等は確定をいたしております。

その他の土地につきましては、特段今買戻しの計画というのは立っておりません。

それから、駐車場でございます。九ページに駐車場の利用状況の一覧表が御指摘のとおり掲載をいたしております。この利用状況の一覧でございますけれども、月極契約、それから一時預かり、それから無料となっております。無料というのは、二時間以内の駐車については無料扱いをさせていただいております。それから一時預かりでございますけれども、これは二時間以上二十四時間以内については五百円を頂戴いたしております。それから月極契約につきましては、月六千円を頂戴しておると、こういう状況でございます。

お尋ねの二見の駐車場につきましては、公社所有地ではございません。都市計画の方の所管になりますので、回答は差し控えさせていただきます。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 土地の貸付けで、N T Tとかいうのが挙がってきましたけれども、どういう用途で貸しているのか、もう一度明らかにしていただきたい。

それと、土地開発公社が管理していただいております用地の中で、全く売却の見通しの立っていない用地もかなりあるわけですが、五條市の将来に必要な公共事業を精査して必要と思われるものは、今売却見通しが立っていなくても置いておかなければならない土地もあると思いますけれども、全く必要がないと判断できる土地については、やはり売却の努力をすることが、今までも、私も過去ほかの議員さんも提案しておりますけれども、この間新聞を見ておりますけれども、郡山市とかその他の市でも土地開発公社の土地とかそれ以外の財産をインターネット競売とかいろいろな方法で案外うまく売却できているという結果が生まれていますね。その辺、五條市土地開発公社として、これからどのように考えていられるのか、ちよつと聞かせていただけますか。

○議長（峯林宏政） 和田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（和田剛明）十四番大谷議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず土地の貸付けでございますけれども、N T T、それから関西電力と申し上げましたのは、主に電柱でございます。

それからもう一点の、今後の売却でございます。議員御指摘のように、公社の健全化を図るためには民間への土地売却というのは当然必要となる選択肢でございます。大和郡山市さんのようにインターネットオークションの活用につきましても、これは市民等への有効な情報提供であろうかと思えます。

今現在、先ほども申し上げましたが、五條駅前事業用地、あるいは五條駅南北連絡道事業用地のように、既に事業決定がなされている用地についてはなかなか現状では売却できないというふうに考えております。ところが将来におきまして、これら用地に伴う事業計画の見直し等が図られ、今現在特定用地として売却が可能となった場合は、大和郡山市さんの例に倣いまして市が普通財産として買い戻した上で、インターネットあるいは広報を通じて売却等周知をしてみたいというふうに考えております。

なお、現状でございますけれども、実際には売買が可能という用地になってまいりますと、北山公共用地などのように山林がございますけれども、いかんせん山林でございますので、現状の山林の市況、そういうことを考えてまいりますと、個人さんになかなか売却をしていくというのは難しいというような面もあるかと思えます。公社用地というのはほとんど山林でございます。こういった山林につきましては、今後試験林の確保や社会貢献の一環として環境保護のために植林、あるいは育林活動に取り組んでいただいております企業に対して、公社、あるいは市の方がその活動を呼び掛けていくということも一つの手段ではないかと考えております。

また、今井島台工業団地、唯一の工業団地指定の土地でございますけれども、これにつきましては、企業観光戦略課を通じまして県に対して利用の届出を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）はい、答弁にもありましたように、全く幾ら検討しても必要がないというような土地については、あらゆる方法で売却をする方向で検討していただくと、そして将来的には五條の公共事業はたくさんありますけれども、将来的に考えれば、やはり他市も行っておりますように、土地開発公社の解散、その方向も慌てて検討したら失敗もありますからね、やっぱり慎重な検討が要りますから、早い目から検討されるべきではないかなということを申し上げまして終わります。（「二番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 久留野地区の公共事業用地でございませけれども、これで全て売却が終わりましたか。まだ残っていますか。

○議長（峯林宏政） 和田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（和田剛明） 二番山口議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

久留野公共用地の買戻しにつきましては、昨年度で全て完了いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。（二番の声あり）

○議長（峯林宏政） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） そしたらそれに掛かった全体の面積と、市の支払った全体の金額を教えてくださいませ。

○議長（峯林宏政） 和田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（和田剛明） 二番山口議員の御質問にお答えいたします。

久留野公共用地の処分でございますけれども、年度は二十年から二十四年度に掛けてでございます。処分面積は二二五、二五七・二〇平米でございます。金額は十億一千七百三十三万一千五百三十五円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（峯林宏政） 質疑を終わります。

以上で報第三号の報告を終わります。

○議長（峯林宏政） 次に日程第二、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 報第四号、平成二十四年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について。

○議長（峯林宏政） 報告を求めます。森本財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔財団法人大塔ふる里センター常務理事 森本敏弘登壇〕

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（森本敏弘）おはようございます。

ただいま上程いただきました報第四号、平成二十四年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告を、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により御報告を申し上げます。

当財団の平成二十四年度の運営は、正職員十一名、調理師二名、看護師一名、臨時職員二名とパート五名で運営しております。

財団が運営している赤谷オート・キャンプ場は、平成二十三年九月の台風十二号紀伊半島大水害により甚大な被害を受けました。また、大塔郷土館については、駐車場を仮設住宅に提供いたしておりますので、災害以降は営業の再開が見込めない状況となっております。

それでは、別冊の財団法人大塔ふる里センター決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

二ページ及び三ページについて御説明申し上げます。

財団法人大塔ふる里センター全体の収支計算書でございます。

まず、財団法人大塔ふる里センターの決算につきましては、大きく五つの施設を営業しながら管理し、最終的に決算で利益を確保することを目標として努力いたしております。また、全体の予算の中で、五千七百四十万円を指定管理料としていただいております。

この配分につきましては、事業収入では管理できない施設又は事務費に配分させていただいており、事業収入として八千七百九十九万三千六百六十四円と委託金収入五千七百四十万円、その他雑収入等を含めまして、当期収入合計一億五千二百一十二万三千二百二十九円に對しまして、支出につきましては、事業支出として一億三千七百一十四万八千一百一十円と管理費等を含め当期支出合計一億四千九百九十九万三千三百三十五円となり、二百二十九万九千九百九十四円の黒字となっております。

それでは、個別の施設について収支状況を御説明申し上げます。

四ページをお開き願いたいと思います。

まず初めに、ふれあい交流館であります。当施設は温泉浴場・レストラン・売店・公共的な利用施設として図書館・会議室・和室等があります。

昨年七月十五日から本年三月までの利用客は二万三千七百七十五人で、職員四名とパート三名で運営しております。

収支につきましては事業活動収入合計四千四百三十六万九千九百八十八円に對しまして、事業活動支出合計三千九百七十六万五千七百七十五円であり、四百六十万三千九百十三円の黒字となっております。

当該年度から、ふれあい交流館で運営を行っております。五ページの福祉部門につきましては、職員一名、看護師一名、パート一名で、延べ三百二十六人の利用があり、事業活動収入合計三百六万六千三百六十三円に對しまして、事業活動支出合計八百八万一千六百六十四円であり、五百一万五千三百一円の赤字となっております。

次に、六ページを開き願いたいと存じます。

ロジ星のくにであります。当施設につきましては、ドーム付きバンガロー三棟、ログキャビン五棟、和室六室、洋室四室等の宿泊施設であります。周辺には天体観測施設として、四五センチ反射望遠鏡を始め、プラネタリウム館がございます。

昨年四月から今年三月までの利用客は一万二千六百六十六人で、職員三名、調理師一名で運営いたしております。

収支につきましては、事業活動収入合計四千二百四十一万三千二百二十二円に對しまして、事業活動支出合計三千九百八十三万一千七百八十四円であり、二百五十八万一千三百三十八円の黒字となっております。

次に、七ページを開き願いたいと存じます。

道の駅であります。当施設は総合案内と物産販売施設及びレストランがあります。年間利用者は二万四千四百四十八人で、職員二名、パート一名により運営いたしております。

収支につきましては事業活動収入合計三千五百二十万二千二百円に對しまして、事業活動支出合計三千二百四万五千三百八十二円であり、三百十五万六千六百二十円の黒字となっております。

次に、八ページを御覧ください。

大塔郷土館であります。当施設は郷土食の提供及び物産の販売等、また歴史の蔵においては、大塔地域の歴史資料を展示しております。臨時職員一名で運営しており、収支につきましては、事業活動収入合計三百四十万円に對しまして、事業活動支出合計三百八十七万七千七百八十二円で、四十七万七千七百八十二円の赤字となっております。

次に、九ページを御願います。

こんぴら館であります。当施設は農産物販売のほか、観光、物産案内と休憩所及び情報提供などの機能を併せ持つ施設であります。

昨年四月から本年三月までの利用客は四千八百四十人で、臨時職員一名により運営いたしております。

収支につきましては、事業活動収入合計五百十三万七千三百九十九円に對しまして、事業活動支出合計八百十五万八千八百七十三円で、三

百二万一千四百七十四円の赤字となっております。

なお、本年四月から指定管理につきましては、返還させていただきました。

また、十ページから十六ページにつきましては御清覧いただきますようお願いいたします。

次に十七ページ、事業報告に移らせていただきます。

平成二十三年九月の台風十二号の豪雨災害の影響で、まだまだお客様が戻って来ていない状況に感じられます。

平成二十四年四月からロジジ星のくに、道の駅につきましては通常営業となりました。

ふれあい交流館につきましては、七月十五日から再開となり、新しく福祉事業、宅配サービス・まわる君（田舎のコンビニ）などの事業を立ち上げ、大塔町内の住民に少しでも利用いただけるようにいたしました。

大塔郷土館につきましては、仮設住宅内を通らなくてもいいように、入り口を別に設置し、営業できる態勢となっております。

本年度も、台風十二号の影響により非常に厳しい施設運営となりましたが、十二月には補正予算をいただき、新年度を迎えることができました。

来期からも職員一丸となって大塔町の復旧・復興に取り組んでまいりたいと考えております。

また、各施設においてはイベントや土産物等の開発や宣伝に努め、財団として、地域に必要とされている事業に前向きに取り組み、今後も市民の皆様の御意見や、御助言等をいただきながら、財団のPR等に取り組み、集客増に努めてまいりたいと考えております。

以上で平成二十四年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告についての報告を終わらせていただきます。

○議長（峯林宏政）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第四号の報告を終わります。

○議長（峯林宏政）次に日程第三、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第五号、平成二十四年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（峯林宏政）報告を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第五号、平成二十四年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページより御覧いただきたいと存じます。

平成二十四年度予算における繰越明許費につきましては、去る三月市議会定例会におきまして、平成二十五年度へ繰越しをいたします各事業予算の限度額を御議決いただいたところでございますが、その確定額でございます全三十四事業、十三億五千三百二十八万七千九百六十六円につきまして、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の四ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、事業別に御説明申し上げます。

なお、各事業の詳細な内容につきましては、去る三月市議会定例会において既に御説明申し上げますので、割愛をさせていただきますと存じます。

初めに、二款総務費の防災用品活用講習等事業委託につきましては、繰越確定額四百六十万円でございます。平成二十五年十二月の完成を予定いたしております。

次に、間伐材炭づくり事業委託につきましては、繰越確定額百万円でございます。平成二十六年三月の完了を予定いたしております。

次に、伝統芸能を活かした交流促進イベント事業委託につきましては、繰越確定額三百万円でございます。平成二十五年十一月の完了を予定いたしております。

次に、生活支援バス購入事業につきましては、繰越確定額三百九十万円でございます。平成二十五年六月の完了を予定いたしております。次に、三款民生費の高齢者配食・見守り支援事業につきましては、繰越確定額六百十五万円でございます。平成二十六年三月の完了を予

定いたしております。

次に、保育施設耐震診断事業につきましては、繰越確定額二百七十四万八千円でございます。平成二十六年三月の完了を予定いたしております。

次に、四款衛生費のし尿処理施設建設事業につきましては、繰越確定額三億九千四百六十一万一千円でございます。平成二十六年三月の完了を予定いたしております。

次に、五款農林業費の産地再生関連施設緊急整備事業につきましては、繰越確定額一億二千二百二十万七千円でございます。平成二十五年四月に完了いたしております。

次に、震災対策農業水利施設整備事業につきましては、繰越確定額一千五百七十六万円でございまして、平成二十六年三月の完了を予定いたしております。

次に、市単独土地改良事業につきましては、繰越確定額五百四十四万四千六百五十円でございまして、平成二十五年五月に完了いたしております。

次に、農業体質強化基盤整備促進事業につきましては、繰越確定額五百十万円でございまして、平成二十六年二月の完了を予定いたしております。

次に、林道維持補修事業につきましては、繰越確定額百四万三千元でございます。平成二十五年五月に完了いたしております。恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、林道開設事業につきましては、繰越決定額一千七百三十三万四千円でございます。平成二十五年七月の完了を予定いたしております。

次に、七款土木費の道路維持修繕事業につきましては、繰越確定額四千三百七十七万七千七百円でございます。平成二十六年三月の完了を予定いたしております。

次に、道路改良事業につきましては、繰越確定額七千七十一万三千四百五十円でございます。平成二十六年三月の完了を予定いたしております。

次に、橋梁維持修繕事業につきましては、繰越確定額一千百三十六万九千五百円でございます。平成二十六年三月の完了を予定いたしております。



おります。

次に、河川維持修繕事業につきましては、繰越確定額三百九十七万六千五百十円でございまして、平成二十五年十月の完了を予定いたしております。

次に、五條市まちづくり推進協議会運営支援業務委託につきましては、繰越確定額五百二十五万円でございまして、平成二十五年六月の完了を予定いたしております。

次に、五條駅入口段差解消事業につきましては、繰越確定額二百五十万円でございまして、平成二十五年九月の完了を予定いたしております。

次に、小規模住宅地区改良事業につきましては、繰越確定額八千七百五十一万三千円でございまして、平成二十五年九月の完了を予定いたしております。

次に、下水道整備事業につきましては、繰越確定額四百九十万円でございまして、平成二十六年三月の完了を予定いたしております。

次に、八款消防費の地域防災計画見直し業務委託につきましては、繰越確定額二百六十六万七千円でございまして、平成二十六年三月の完了を予定いたしております。

次に、消防救急デジタル無線整備事業につきましては、繰越確定額三十万円でございまして、平成二十六年三月の完了を予定いたしております。

次に、消防庁舎建設事業につきましては、消防用ホース洗浄・乾燥機などの設備設置事業でございまして、繰越確定額は二千九百八十一万七千二百十六円で、平成二十五年十一月の完了を予定いたしております。

恐れ入りますが、六ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、九款教育費の不動産鑑定業務委託につきましては、繰越確定額百十万五千円でございまして、平成二十五年六月の完了を予定いたしております。

次に、小学校施設改修事業につきましては、繰越確定額三百六十七万七千七百円でございまして、平成二十五年六月の完了を予定いたしております。

次に、小学校屋内運動場地震補強事業につきましては、繰越確定額二億三千二百九十七万八千円でございまして、平成二十六年三月の完了

を予定いたしております。

次に、中学校施設改修事業におきましては、繰越確定額七百十三万四千円でございます。平成二十五年十月の完了を予定いたしております。

次に、中学校空調設備設置事業につきましては、繰越確定額九千五百六十万円でございます。平成二十五年十月の完了を予定いたしております。

次に、中学校屋内運動場地震補強事業につきましては、繰越確定額七千九十一万円でございます。平成二十六年三月の完了を予定いたしております。

次に、保健体育設備改修事業につきましては、繰越確定額三十八万円でございます。平成二十五年四月に完了いたしております。

次に、十一款災害復旧費の農地災害復旧事業につきましては、繰越確定額百八十一万九千六百五十円でございます。平成二十五年五月に完了いたしております。

次に、林業施設災害復旧事業につきましては、繰越確定額三千七百七十三万三千九百五十円でございます。平成二十五年七月の完了を予定いたしております。

次に、道路災害復旧事業につきましては、繰越確定額二千五百五十一万五千円でございます。平成二十六年二月の完了を予定いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）今報告がありましたように、この予算はちゃんと議会で可決されて財源はあるわけですが、今報告ありました皆さんの事業が二十五年度に繰越してやらなければならないということがほとんどなんですけれども、もう完了しているものもありますけれども、し尿処理センターの建設とか道路の建設、橋の建設、消防署の建設とかもう何箇所も何年も掛かるやつは繰越さなければならぬ理由はわかるのですけれども、まだ完了していない事業で繰り越さなければならぬその主な理由はどうかということなのか、ちよつとお聞きしたいと。

具体的に言いますと、例えば四ページの総務費の生活支援バス購入事業、これはもう完了してしましたか、まだでしたな。こんな、バスの購入をせないかと決めたら、そんなに何箇月と掛からないと思うのですけれども、なぜ繰越しなのか。

また、五ページの都市計画費の五條市まちづくり推進協議会運営支援業務委託料ですけれどもね、これも確かまだ完了ではなかったと思うのですけれども、なんで繰り越して完了が遅れるのか、ちよつとその辺お聞きしたいと思います。

○議長（峯林宏政） 竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

繰越しが多くなっている主な理由といたしましては、三月に国の緊急経済対策ということで、三月に補正をさせていただいて三月議会で御議決いただいた事業が多くございまして、議員御指摘の生活支援バスの購入におきましても、三月議会で御議決いただいたような事業でございまして、これにつきましては、六月の完了を予定して今事業を取り組んでおるところでございまして。

五條市まちづくり推進協議会の運営支援事業におきましては、三月議会におきまして補正を計上させていただきました。今年度中に業務委託が完了していないということでございまして、五條市まちづくり構想に基づいて各施策を推進しておりますため、協議会との立ち上げ、協議会との調整に時間等が掛かったというのが現状でございます。これにつきましても六月の完了予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（峯林宏政） 質疑を終わります。

以上で報第五号の報告を終わります。

○議長（峯林宏政） 次に日程第四、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 報第六号、平成二十四年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（峯林宏政） 報告を求めます。新井都市整備部長。

〔都市整備部長 新井健夫登壇〕

○都市整備部長（新井健夫）ただいま上程いただきました報第六号、平成二十四年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御報告申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、先の三月議会で平成二十五年度へ繰り越すべき限度額を議決いただきました公共下水道事業につきまして、今回繰越確定額の報告でございます。

恐れ入りますが、八ページの計算書を御覧いただきたいと存じます。

一款、一項下水道費、事業名は流域関連公共下水道事業、翌年度繰越額四千百万円でございます。

内訳といたしまして、下水道工事費大川町集会所付近三工区ほか三件、二千二百二十万円と、それに伴います水道管移設補償費百五十万円、設計委託料今井三丁目幸町ほか二件、一千八百万円、その他事務費でございます。

財源につきましては、国庫支出金一千二百六十三万七千八百五十円、市債二千七百三十万円、一般財源百六万二千五百五十円をもちまして充当繰越したものでございます。

なお、工事のしゅん工予定につきまして、十一月末でございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（峯林宏政）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第六号の報告を終わります。

○議長（峯林宏政）次に日程第五、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第七号、平成二十四年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（峯林宏政）報告を求めます。中永水道局長。

〔水道局長 中永 充登壇〕

○水道局長（中永 充）ただいま上程いただきました報第七号、平成二十四年度五條市水道事業会計予算繰越計算書につきまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により御報告を申し上げます。

恐れ入ります。議案書の十ページを御覧いただきたいと思ひます。

本繰越計算書は、一款資本的支出、一項建設改良費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。

送配水及び給水設備の予算計上額一億三千九百七十二万二千二百六十五円のうち、五百九十三万三千五百五十円を翌年度に繰り越したものであり、その内訳は、県道改良工事に伴います配水管移設工事等二件分でございます。

財源につきましては、損益勘定留保資金を充てております。

なお、工事は本年五月末に全てしゅん工いたしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（峯林宏政）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範）この水道事業も含めてですけれども、繰越しというのが全体的に目立つと思ひますので、先ほども大谷議員がおっしゃっていただいたように、やはりスピーディに進めていただきたいと思ひます。

○議長（峯林宏政）質疑を終わります。

以上で報第七号の報告を終わります。

○議長（峯林宏政）次に日程第六、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第八号、専決処分報告、承認を求めることについて（五條市税条例の一部改正）。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦） ただいま上程いただきました報第八号、五條市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）が、平成二十五年三月三十日に公布されたことに伴い、平成二十五年度の市税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十五年三月三十日に専決処分を行いましたので、本定例会におきまして報告し、承認を求めるとでございます。

改正内容につきまして、概要説明をさせていただきます。

今回の地方税法等の改正は、独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全事業及び農用地総合整備事業につきまして、適用件数及び適用額がわずかであり、平成二十四年度で事業が完了するなど、当初の施策意図に見合った効果が今後見込まれないことから、固定資産税・都市計画税の特例措置及び非課税措置を廃止するものであります。

また、耐震改修が行われた住宅に対する固定資産税の減額措置につきましては、平成二十五年以降においては、契約をした日を証する書類の確認が必要となったため市税条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、議案書の十三ページを御覧いただきたいと存じます。

第五十四条第五項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業を含む。）」を削るものであります。

次に、第三百三十一条第四項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イの事業を含む。）」を削るものであります。

次に、附則第十条の二第七項中「書類」の次に「、当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類」を加えるものであります。

附則第一条につきましては、本条例は平成二十五年四月一日から施行することを規定いたしております。

第二条及び第三条につきましては、平成二十四年度分までの経過措置を従前の例によることを規定いたしております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） この改正で五條市民の皆さん方は、どういう影響を受けるのか。そして今まで課税されておったことがなくなるということですが、どういふ場合の課税にこの法律が適用されておったのか、ちよつと説明してください。

○議長（峯林宏政） 竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、五條市の市民にとりましてどのような不利益があるのかというところでございますが、今回廃止されます独立行政法人森林総合研究所等々に係る条例分につきましては、五條市には該当はございません。全国におきましても、一件鳥取の方で事業展開がされているところでありまして、それにつきましても二十四年度で事業が終わっておるといふようなところでございます。

もう一点、耐震改修に係るものにつきましては、家屋に係る固定資産税の二分の一が減額されるというところでございますが、従来より減額につきましては一年間ということでしたが、二十五年四月一日より二年間という形で期限が延びることでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（峯林宏政） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり承認されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第七、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第九号、専決処分報告、承認を求めることについて（半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部改正）。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました報第九号、半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十五ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）等の一部が、平成二十五年四月一日から改正されたことに伴い、平成二十五年年度の市税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十五年三月三十日に専決処分を行いましたので、本定例会におきまして報告し、承認を求めると存じます。

恐れ入りますが、議案書の十七ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条におきましては、本文中の「製造の事業」の次に「又は旅館業（下宿営業を除く。）」を加え、半島振興法第十七条における対象業種として、固定資産税の不均一課税に伴う措置を追加したものと存じます。

第二条におきましては、「製造事業用設備で、これを構成する減価償却資産の取得価格の合計額が二千七百万円を超えるものをいう。」を「市長が策定する産業の振興に関する計画のうち、計画基準を満たすものに係る地区として、関係大臣から指定を受けた本市において、当該新設若しくは増設に係る製造業又は旅館業（下宿営業を除く。）用設備を構成する家屋、土地及び償却資産で、昭和六十一年六月二十七日以降に租税特別措置法第十二条第三項の表の第一号又は第四十五条第二項の表の第一号の規定の適用を受ける設備であつて取得金額の合計額が五百万円以上のもの」に改め、「資本金の額若しくは出資金の額が一千万円を超え五千万円以下である法人にあつては一千万円とし、資本金



の額が五千万円を超える法人にあつては二千万円とする。」に改めたものであります。

次に、附則第一項におきましては、本条例は平成二十五年四月一日から施行することを規定しております。

第二項におきましては、施行日前の経過措置を従前の例によることを規定いたしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） この条例の改正で市民の皆さん方への影響はどうなるのか。

それとですね、確か五條市が企業を誘致しておりますけれども、五條市の方に参入された企業に対しては、税の減免とかいろいろ県の制度とも併せてやっているとありますけれども、確かこの根拠法にこの半島振興対策法も関係しておいたのではないかなと思うのですけれども、そういった五條市が誘致しているという企業誘致についてはどういう影響になるのか、関係しておればちよつと答弁いただけますか。

○議長（峯林宏政） 竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

半島振興法におきまして優遇される事業の業種といたしまして、従前は製造業のみでございましたが、旅館業も対象にされるということでございます。

それから法人にあつては、取得金額の合計額が二千七百万円から五百万円に取得金額の変更されるということでありまして、また法人にあつては資本金の額が一千万円を超えて五千万円以下である法人にあつては一千万円、資本金の額が五千万円を超える法人にあつては二千万円と、以上のように改正されたものでございます。

なお、半島振興法以外に優遇措置につきましては、市税条例の中で別途定めておりまして、両方の網を被せておるといふ措置をとっておりますということでございます。

企業誘致の優遇措置につきましても、半島振興法並びに市税条例の中で優遇措置等をうたっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（峯林宏政） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第八、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十号、専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。山本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 山本邦美登壇〕

○すこやか市民部長（山本邦美）ただいま上程いただきました報第十号、五條市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正における専決処分の理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、平成二十五年度の国民健康保険税の課税に急を要したために専決処分を行ったものであります。

条例改正の内容につきましては、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移り、国民健康保険の単身世帯となる世帯を特定世帯として、五年間国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支学金等課税額の世帯別平等割額を二分の一軽減する措置が、平成二十五年間に期間が満了する世帯があることから、五年を経過する月の翌月から三年間を特定継続世帯と定め世帯別平等割額を四分の一軽減する措置が本年四月一日

から施行されたことに伴い改正するものであります。

それでは、改正条例案について御説明を申し上げます。

議案書、二十一ページから二十二ページを御覧いただきたいと存じます。

第五条の二におきましては、特定継続世帯の世帯別平等割額の規定を加えるものであります。

第七条の二におきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る特定継続世帯の世帯別平等割額の規定を加えるものであります。

第二十一条第一号イ及びエにおきましては、字句の変更と基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の特定継続世帯に係る世帯別平等割額の七割軽減額の規定を加えるものであります。

同条第二号イ及びエにおきましては、字句の変更と基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の特定継続世帯に係る世帯別平等割額の五割軽減額の規定を加えるものであります。

同条第三号イ及びエにおきましては、字句の変更と基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の特定継続世帯に係る世帯別平等割額の二割軽減額の規定を加えるものであります。

附則第十七項につきましては、東日本大震災により被災した居住用財産の敷地に係る譲渡所得の課税の特例期間が、災害があつた日から三年から七年に延長されたこと等による改正であります。

附則第一項につきましては、施行期日を規定したものであります。

附則第二項及び第三項につきましては、適用区分を規定したものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第九、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十一号、専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第七号））。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました報第十一号、平成二十四年度一般会計補正予算（第七号）の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本補正予算案は、国の補正予算により採択となった国庫補助事業の五條中学校・五條西中学校・野原中学校の空調設備設置事業につきまして、三月市議会定例会終了後、補助対象事業費の増額に伴う通知があり、これに併せて地方債の発行額を増額するため当該限度額の変更を行うもので、年度内の決定に特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成二十五年三月二十九日付けで専決処分したものでございます。同条第三項の規定により議会に報告し、その承認を求めるところでございます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十四年度補正予算書（第七号）の二ページ、第一表地方債の補正を御覧いただきたいと存じます。

まず、起債の目的につきましては、中学校空調設備設置事業でございます。限度額を六千三十万円から八千五百四十万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法及び利率並びに償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第十、報第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十二号、専決処分の報告について（調停）。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。新井都市整備部長。

〔都市整備部長 新井健夫登壇〕

○都市整備部長（新井健夫）ただいま上程されました報第十二号、専決処分の報告について（調停）について、御報告申し上げます。

地方自治法百八十条第一項の規程に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第二項の規定により御報告をいたします。

恐れ入りますが、議案書の二十五ページから二十六ページを御覧願いたいと存じます。

このたび、専決事項につきましては、住宅使用料等の未払い賃料に対する民事調停の申立てでございます。

申立ての趣旨につきましては、市営住宅使用料等の長期滞納となっており入居者八名及び連帯保証人七人に対し、市職員による再三の

訪問徴収、支払いの督促等を行いました。履行されなかったため、未払い賃料の支払いについて、五條簡易裁判所に民事調停の申立てをするものでございます。

なお、相手方氏名及び対象住宅につきましては、誠に恐縮とは存じますが、議案書の二十七ページから二十八ページを御清覧願いたいと存じます。

追行の方針でございますが、調停において目的を達することができないときは、裁判所に市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いに関する訴えを提起するものでございます。

また、調停において必要があるときは適当と認められる条件で和解に応じますが、和解がされてもその内容が実行されないときは、直ちに未払い賃料の支払い及び住宅の明渡しをすることとしております。

専決処分年月日につきましては、平成二十五年四月十九日でございます。

以上をもちまして、報第十二号の説明を終わらせていただきます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）誠に残念なことであるわけでありませけれども、調停まで持ち込むということでございますので、五條市の市営住宅条例に基づいて幾つか質問します。

調停の相手方が八名おられますけれども、家賃の滞納期間は最低で幾らか、最高で何箇月、何年になるのか、その期間を明らかにしていただきたいと。

もう一つは、市営住宅条例では、確か年に一遍だったと思えますけれども、収入の報告が義務付けられていますね。その収入の報告はこの八名の方はずっと提出されておったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（峯林宏政）新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫）十四番大谷議員の御質問にお答えいたします。

この八名の中で期間の一番最低の人は四十八箇月、最長で百五十三箇月となっております。

それと収入の報告が毎年されておるかということですが、その中にはされていない方が二名おられます。

それと調停につきましては、四月、五月で全て一回目は終わっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 四十八箇月から百五十三箇月、一年は十二箇月ですからね、一番短い四十八でも四年になりますね。市の職員はですね、努力をしていたということですが、やはりその努力の内容がやはり検討しなければいけないのではないかと、思うんですね。収入報告もない方もおられるということですが、市営住宅の家賃というのは毎年の収入報告に基づいて計算されるのと違いますか。収入がなかったら、本当にかどうか確かめて、本当にかかれば家賃の改定もやはりせないかん責任も発生しますね。だから、職員の皆さん方は努力していただいていると思えますけれども、市営住宅条例に基づけば、こんな四十八箇月から百五十三箇月にならないことにやはりもっと、相手の方にも払ってもらえなかったら、条例に基づいてこういう処置をとらなければならぬことになりませんか。これも、大事なことです。ですから伝えて、やはりもう少し早い目の対応が求められるのではないかと、思うんですね。

収入報告のない方がおられたということですが、収入報告のない方とか収入の報告の額が前年度よりも少ないという方については、家賃の改定の手続きはとられたかどうか、ちよつとそれを聞かせていただけますか。

○議長（峯林宏政） 新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫） 十四番大谷議員さんの御質問にお答えいたします。

収入に応じて家賃の改正をしたかということですが、入居者の方から収入の申請がされてない方が二名、指導をしても出さず、出てないということで、今現在言っております。（「十四番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） だから出されていない方もおられるわけですから、その方にはやはり市住宅条例に基づいたもつと正確なきつちりとした対応をしなければ、こんな四十八から最高百五十三箇月となつたら、一遍に……、合計金額もかなりな金額になりますわね。だから調停の内容はどうなるのかわかりませんが、たまればたまるほど市役所も困りますけれども、相手も困るわけですからね、今回は調停に持ち込んだ後の報告ですから仕方がないとしても、もう少し市営住宅条例に基づく正確でやはりきつちりとした対応を、職員の皆さんも大変ですけれども、求められるのではないかと。

そしてこんな四年も、また十年以上もあるのと違いますか、こうならぬうちに、同じ調停をするのでも、もっと早い目にやはりしてあげないことには、お互いに大変だと思えますわな。今後については、やはり基本的には市営住宅条例に基づいて正確にきつちりとした対応を早い目にやるということを、職員の皆さん方も大変ですけれども、知恵を出して頑張られることを指摘しておきたいと思えます。

○議長（峯林宏政） 質疑を終わります。

以上で報第十二号の報告を終わります。

○議長（峯林宏政） 次に日程第十一、議第二十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第二十九号、一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明を求めます。 榎内市長公室長。

〔市長公室長 榎内成吉登壇〕

○市長公室長（榎内成吉） ただいま上程されました議第二十九号、一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十九ページを御覧願います。

この条例の制定につきましては、各地方公共団体においては、これまでも自主的な定員削減などの行財政改革を進めてきたところでありますが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっております。こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成二十五年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずることを総務大臣から要請されていることにより本条例を制定するものであります。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十ページから三十二ページを御覧願います。

条例の主な内容につきましては、第一条では、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの特例期間、国家公務員の給与を



一〇〇とした場合の地方公務員の給与水準を示した指数であるラスパイレス指数を国の減額後の指数まで減額するため、一般職の職員の給与に関する条例等の特例を定めるものとし、第二条では、特例期間においては、職員に対する給料の月額から、その額に一〇〇分の〇・九を乗じて得た額を減額することとし、また、管理職手当、期末手当及び勤勉手当に係る減額の算出基礎について、並びに時間外、休日勤務、夜間勤務の各手当の基礎となる勤務一時間当たりの減額の算定等を規定した給与条例の特例について規定し、次に第三条では、職員の育児休業等に関する条例の特例について、第四条では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例について、第五条では、五條市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例について、第六条では、減額の算定における一円未満の端数は切り捨てることとした端数計算について規定しています。

附則については、この条例は平成二十五年七月一日から施行するとしています。

以上で議第二十九号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第十二、議第三十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十号、五條市子どもサポートセンター条例の制定について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。町口教育部長。

〔教育部長 町口正治登壇〕

○教育部長（町口正治）ただいま上程いただきました議第三十号、五條市子どもサポートセンター条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十三ページを御覧願います。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十条の規定により、五條市が五條市子どもサポートセンターを設置するため、五條市子どもサポートセンター条例を制定するものであります。

恐れ入りますが、議案書三十四ページ及び三十五ページを御覧願います。

条例の内容につきましては、第一条で「設置理由」、第二条で「名称及び位置」を規定しております。

名称につきましては「五條市子どもサポートセンター」、位置につきましては「五條市新町三丁目三番一号」となっております。

次に、第三条につきましては「職員」、第四条につきましては「子どもサポートセンターにおける事業の内容」を規定しており、主な内容としたしましては、子供の健全育成、児童・生徒関係団体の指導育成、児童・生徒及びその保護者の教育上の心の悩みの相談、適応指導教室の運営等となっております。

また、第五条で「入所の制限」、第六条で「原状回復の義務」、第七条で「損害賠償」、第八条で「この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるとの『委任』」を規定しております。

最後に、附則でこの条例の施行期日につきまして、規則で定める日としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第十三、議第三十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十一号、五條市子ども・子育て会議条例の制定について。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口幸雄登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）失礼します。

ただいま上程いただきました議第三十一号、五條市子ども・子育て会議条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。それでは、お手元の議案書三十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の制定につきましては、昨年八月に「子ども・子育て関連三法」が可決、成立いたしましたことにより、本市の子供・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向け、この調査・審議を行うために制定するものでございます。

次に、議案書三十七ページを御覧願います。

まず、第一条につきましては子ども・子育て会議の設置について定め、第二条では会議の所掌事務について定めております。

第三条につきましては組織について定めており、委員は市長が委嘱又は任命するとしております。

次に、第四条では委員の任期について定めており、第五条におきましては会長及び副会長について、第六条では会議の招集・運営について、それぞれ定めております。

第七条につきましては会議での部会の設置について定め、第八条につきましては、会議の庶務について定めております。

次に、第九条につきましては、施行規則の委任について定めております。

なお、附則第一項におきまして、この条例の施行期日を定めており、第二項でこの条例の制定に伴う関係条例の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正として、別表に「四十四 子ども・子育て会議委員及び臨時委員」を加えることとしております。内容といたしましては、表左から報酬と費用弁償でございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 少子化対策とともに産まれてきた子供を育ててもらうということも大変大事なことでございますから、必要なことだと思いますけれども、現在五條市にこういう目的で設置された委員会なり会議はございませんか。

○議長（峯林宏政） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 十四番大谷議員の御質問にお答えいたします。

今現在のところはございません。

ただこの会議は、国の第七十七条に基づいて市町村で設置しなさいという規定に基づきまして、今回新たにさせていただくものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（峯林宏政） 三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範） 第三条の三項の委嘱又は任命する（八）のところで、一から七号以降でその他市長が必要と認める者というのは、以外にどういう方ですか。

○議長（峯林宏政） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 失礼します。

三番吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

その他市長が必要と認める者、事務局で判断しておりますのは専門職、この会議の中でこれから協議、いろいろ行っていく上でどうしても専門的あるいは、学識経験者、六番と類似しますんやけれども、その方面の専門の御意見を聞かせてもらおうとき等に充当したいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（峯林宏政） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政） 次に日程第十四、議第三十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第三十二号、五條市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明を求めます。 櫻井危機管理監。

〔危機管理監 櫻井敬三登壇〕

○危機管理監（櫻井敬三） ただいま上程いただきました議第三十二号、五條市新型コロナウイルスエンザ等対策本部条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の四十ページを御覧いただきたいと存じます。

まず新型コロナウイルスとは、新たに人から人に伝染する能力を有するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、感染症に対する免疫を獲得していないことから急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものであります。

その対策として「新型コロナウイルス等対策特別措置法」が制定されました。当初、本年四月下旬に施行される予定でありましたが、中国での鳥インフルエンザH7N9亜型の感染が広がったことを受け、前倒しして本年四月十三日に施行されました。

施行に伴い、当該特別措置法の規定により五條市新型コロナウイルスエンザ等対策本部条例を制定する必要があるため、地方自治法により議会の議決を求めるものでございます。

第一条につきましては、五條市新型コロナウイルスエンザ等対策本部の目的を定めております。

第二条は、組織を定めております。

第三条は、会議の招集等を定めております。

第四条は、対策本部に部を置くこと等を定めております。

第五条は、委任について定めております。

附則につきましては、施行時期を定めております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第十五、議第三十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十三号、五條市教職員住宅条例の一部改正について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。町口教育部長。

〔教育部長 町口正治登壇〕

○教育部長（町口正治）ただいま上程いただきました議第三十三号、五條市教職員住宅条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十三ページを御覧願います。

改正理由につきましては、大塔町宇井・清水地区での復興事業として、市の都市整備部が小規模住宅地区改良事業を行うこととなり、その事業用地として、大塔中学校の教職員住宅用地を必要としており、大塔中学校の昭和五十一年建築、築三十七年の教職員住宅を取り壊し、地区住民のために改良住宅を新築する計画となっております。そのため本条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、議案書四十四ページを御覧願います。

改正内容につきましては、五條市教職員住宅条例第二条中、五條市大塔町宇井一六六番地の一を削除するものであり、公布の日から施行するとしております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第十六、議第三十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十四号、五條市立児童遊園地設置条例の一部改正について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。新井都市整備部長。

〔都市整備部長 新井健夫登壇〕

○都市整備部長（新井健夫）ただいま上程いただきました議第三十四号、五條市立児童遊園地設置条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十五ページから四十六ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、児童遊園地台帳の確認作業中に野原西第一児童遊園地の位置の表記に誤りがあったため、五條市野原西二丁目一一三番地から五條市野原西二丁目一三三番地に改正するものでございます。

附則につきましては、公布の日から施行するものとしております。

以上で議第三十四号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第十七、議第三十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十五号、五條市大塔山村体験実習センター条例の一部改正について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程いただきました議第三十五号、五條市大塔山村体験実習センター条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十七、四十八ページを御覧ください。

今回の一部改正につきましては、平成二十三年九月の紀伊半島大水害の復旧事業の一環として行う宇井・清水地区小規模住宅地区改良事業の改良住宅建設用地を確保するため、ふるさと会館を撤去することに伴い、本条例の別表中、ふるさと会館に係る箇所を削るものであります。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。



これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第十八、議第三十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十六号、五條市営住宅条例の一部改正について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。新井都市整備部長。

〔都市整備部長 新井健夫登壇〕

○都市整備部長（新井健夫）ただいま上程されました議第三十六号、五條市営住宅条例の一部を改正することにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、市営住宅に入居させることができる公募の例外規定を設けるとともに、市営宇井住宅を廃止するためによるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の五十ページを御覧願いたいと存じます。

五條市営住宅条例第五条につきましては、公募の例外について定めたものでありますが、同条に（九）として「前各号に掲げるもののほか、

市長が特に認める事由」の一号を加えることになり、台風十二号による被災者及び避難者の皆様等に対応できるものとするためのものでございます。

次に、市営宇井住宅につきましては、小規模住宅地区改良事業によります改良住宅建設地であるため、用途廃止に伴い、五條市営住宅条例別表第一中の「市営宇井住宅 五條市大塔町宇井」を削除するものであります。

附則につきましては、条例の施行日は平成二十五年七月一日から施行するものとしております。

以上で議第三十六号の提案理由の説明を終らせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第十九、議第三十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十七号、平成二十五年五條市一般会計補正予算（第一号）議定ついて。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました議第三十七号、平成二十五年一般会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十五年五條市一般会計補正予算書（第一号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入・歳出予算並びに地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、七千六百六十八万六千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、歳入・歳出共に百九十億五千六百六十八万六千円となります。でございます。

なお、今般の補正でございますが、いずれも国や県等による本年度補助事業の交付決定や採択の見通しを勘案して計上させていただきます。おります。

それでは、歳出の主な項目につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、七ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、七目企画費、十三節委託料の七百五十七万四千円でございますが、美術大学拠点施設誘致推進事業費の予算化に伴うものでございまして、五條新町通りを活用したまちづくりを横浜美術大学の協力を得て実施するに当たり、今後必要となる同大学の拠点施設の誘致に係る準備、調整並びに啓発等の事業を委託して実施するため、所要の経費を計上しております。

なお、当該経費の全額を県補助金として見込んでおります。

次に、六款商工費、一項商工費、三日観光費、十三節委託料の三百四十万円及び十五節工事請負費の三千二百万円でございますが、ふれあい交流館非常用発電設備等整備事業費の予算化に伴うものでございまして、大塔地内の避難所及び集会所機能の強化を目的として、同館へ自家発電設置及び共同調理等設備を設置するため、所要の経費を計上しております。

また、当該経費のうち、一千二百六十五万円を国庫補助金として見込んでおります。

また、同目十九節負担金補助及び交付金の四百万円でございますが、天誅組市町村連携協議会補助金の予算化に伴うものでございまして、本市並びに安堵町・十津川村・東吉野村が連携して実施する天誅組百五十年記念事業に対して補助を行うため、所要の経費を計上いたします。

なお、今般の事業に要する総事業費六百万円のうち、二百万円につきましては関係四市町村が負担して本年度当初予算にそれぞれ五十万円

を計上いたしておりますが、今般の四百万円につきましては、全額県補助金として本市が交付申請を行い、協議会に補助する予定でございます。

次に、八款消防費、一項消防費、五目災害対策費の十一節需用費の八万六千円及び十二節役務費の六十万円並びに十八節備品購入費の八十四万九千円でございますが、衛星携帯電話購入事業費の予算化に伴うものがございます。災害時の確実な通信手段の確保を目的として、新たに九台の衛星携帯電話を購入するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、四十六万七千円を県補助金として見込んでおります。

また、十三節委託料の二千六十五万三千円でございますが、Jアラート自動起動装置整備業務委託料の予算化に伴うものがございます。防災行政無線の自動起動や、Jアラートを經由する警報等のメール配信など、複数の情報伝達手段を自動で起動できる総合型の自動起動装置を設置するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫補助金として見込んでおります。

恐れ入りますが、八ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、九款教育費、六項社会教育費、二目社会教育振興費の七十二万四千円でございますが、コミュニティ・スクール導入関係事業費の予算化に伴うものがございます。五條中学校・五條東中学校及び五條西中学校の三校区において、学校と保護者や地域が協働して、「地域とともにある学校づくり」を進めるコミュニティ・スクールの導入について調査・研究を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫委託金として見込んでおります。

次に、同款、七項保健体育費、三目体育施設費、十八節備品購入費の百八十万円でございますが、大塔地域コミュニティ活動用備品整備事業費の予算化に伴うものがございます。先の台風十二号災害により流失したグラウンドゴルフセットや椅子・テント等のスポーツ行事用備品を購入し、旧阪本小学校運動場等へ配備するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を財団法人自治総合センター助成金として見込んでおります。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十四款国庫支出金において三千四百二十七千円、十五款県支出金において一千二百二十一万三千円、十八款繰越金において九十四万六千円、十九款諸収入において百八十万円、二十款市債において二千二百七十万円をそれぞれ追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（峯林宏政）次に日程第二十、去る七日に提出されました、議第三十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十八号、奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについて。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。中南消防長。

〔消防長 中南仁克登壇〕

○消防長（中南仁克）ただいま上程いただきました議第三十八号、奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書一ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、平成十八年六月十四日に公布・施行された「消防組織法の一部を改正する法律」により改正された消防組織法第三十一条の規定に基づき、消防事務を共同処理する一部事務組合を設立することにつきまして、構成市町村と協議の上定めることについて、地方自治法第二百八十四条第二項及び同法第二百九十条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、二ページを御覧いただきたいと存じます。

「奈良県広域消防組合の設立に関する協議書」について、奈良県知事の許可の日から奈良市・生駒市を除いた奈良県内三十七市町村が消防事務を共同処理するため、次に御説明させていただきます規約を定め、奈良県広域消防組合を設立することとしております。また、この協議書については、三十七市町村で統一したものであり、各市町村長が署名する書式となっております。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

「奈良県広域消防組規約」について、御説明させていただきます。

規約第一章は総則で第一条から第四条までで構成されております。

第一条では、組合の名称を奈良県広域消防組合と定め、第二条では、組合を組織する市町村は、奈良市と生駒市を除いた県内の十市、十五町、十二村の三十七市町村で組織すると定めております。

第三条では、組合が共同処理する事務について、消防団及び水利施設の設置・維持及び管理に関する事務を除く、組合市町村の消防に関する事務と定めております。

第四条では、事務所の位置を、橿原市慈明寺町一四九番地の三、現中和広域消防組合消防本部と定めております。

次に、第二章では組合の議会について規定しており、第五条から第七条までで構成されております。

第五条では、組合の議会の組織について定めており、第一項では、組合の議員定数を二十五人とし、現在の消防本部を構成する市町村を基本とし、その協議に基づき区分ごとに規定する議員を市町村長又は議員の中から選出すると定めております。

次に、五ページを御覧いただきたいと存じます。

第五条第二項では、組合議員に欠員が生じたときは、当該市町村で選出することを定め、第六条では、組合議員の任期は一年とし、補欠議員の任期は前任者の残任期間とすることとしております。

第七条では、議長及び副議長は組合議会から各一名を選出し、任期は組合議会議員の任期とよることとしております。

次に、第三章では組合の執行機関について規定しており、第八条から第十四条までで構成されております。

第八条では、組合の執行機関の組織について定めており、組合の管理者一人を置き、組合市町村長の互選とすることとし、第二項では、副管理者二名としますが、条例により増員できることを定めております。

第九条では、組合に会計管理者を置くことを定め、第十条では、管理者及び副管理者の任期は、組合市町村長として在任する期間とするこ

ととしております。

第十一条では、組合に監査委員二人を置き、組合議員一名及び有識者一名で条例により増員することができることとしております。次に、六ページを御覧いただきたいと存じます。

第十二条では、組合に消防吏員及びその他職員を置くこととし、職員の定数は条例で規定することとしております。

第十三条では、運営協議会について定めており、組合事務に関する重要事項を協議するための運営協議会を設置し、現在の消防本部を構成する市町村長の代表者十一名で構成することと規定しております。

第十四条では、顧問を置くことができるとしております。

次に、第四章は経費について規定しており、第十五条及び第十六条で構成されております。

第十五条では、組合の経費の支弁方法ですが、市町村の分担金、手数料、補助金及びその他の収入を充当することと定めております。

第十六条では、全体統合後の経費負担について定めており、退職手当を除く人件費は、配置職員数割とし、人件費以外の経費については、組合市町村の協議により負担割合を定めるとしてしております。

次に、七ページを御覧いただきたいと存じます。

附則でございますが、第一項では、この規約は奈良県知事の許可のあった日から施行することを定めております。

第二項では、新組合は現消防組合の事務を承継することとし、ただし、解散する組合の決算はそれぞれの組合を構成する市町村が行うことと定めております。

第三項では、経過措置について定めており、全体統合までの組合市町村の負担は、附則別表のとおりすることとしております。

第四項では、附則別表の負担方法によりがたい場合は、組合市町村の協議により別に定めることとしております。

恐れ入りますが、八ページを御覧いただきたいと存じます。

別表第一では、規約第五条の組合議員、第十三条の運営協議会について、現在の消防本部ごとの議員数及び構成する市町村について定めております。

次に、九ページを御覧いただきたいと存じます。

別表第二では、第十六条の組合経費及び負担割合について、各区分ごとに構成する市町村について定めており、本市は、十津川村と協議し

定めることとなっております。

次に、附則別表でございますが、議案書十ページを御覧いただきたいと存じます。

全体統合までは、この附則別表によりまして負担することとなります。組合の経費として、まず、一「消防本部の経費」について、(一)「消防本部の人件費」と(二)「消防本部の職員に係る被服費」は、消防署所属負担、自賄いとなっております。(三)「庁舎建設、大規模改修及び車両購入に関する経費」については、組合市町村の協議により負担することを定めております。(四)「消防本部のそれ以外の経費」については、基準財政需要額割負担となっております。

次に、二「消防署等の経費」及び三「公債費、(組合設立前に借りたものに限ります。)」については、消防署所属負担となっており、一から三以外の経費の負担については、基準財政需要額割負担と定めております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(峯林宏政) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長(峯林宏政) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十一日から十七日まで休会とし、次回十八日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後零時十五分散会